

○旭川医科大学における成績評価に対する異議申立てに関する規程

令和3年3月29日

旭医大達第34号

(目的)

第1条 この規程は、履修要項等に明示された授業の到達目標と成績評価の基準等に基づく公正で客観的な成績評価の実施について並びに学生が成績評価に対する異議申立てをしようとする場合の手続き及び申立ての取扱い等について必要な事項を定めることにより、教育の質を維持向上させることを目的とする。

(成績評価方法の明示等)

第2条 授業科目担当教員又は授業科目責任教員（以下「授業科目担当教員等」という。）は、授業の到達目標、成績評価の基準等について、履修要項等に明示し、学生に説明しなければならない。

(成績評価結果の説明)

第3条 授業科目担当教員等は、学生に対して成績評価結果の基となる試験結果、模範答案（優秀答案を含む。）等の提示に努めるものとする。

(成績評価に関する質問・疑問等の受付)

第4条 授業科目担当教員等は、成績開示後、一定期間を設けて学生からの成績評価に関する質問・疑問等を受け付けるとともに、これに真摯に対応するものとする。ただし、授業科目担当教員等が非常勤講師の場合は、学生支援課を経由して行うものとする。

2 前項の回答に当たっては、授業科目担当教員等は、対応した結果に基づき、成績評価を訂正することができる。

(成績評価の異議申立て)

第5条 学生は、次に掲げる事項に該当する場合は、教務・厚生委員会に対し自らの成績評価に関する異議申立てをすることができる。ただし、次項に定める要件をすべて満たした者に限るものとする。

- (1) 成績の誤記入等、明らかに授業科目担当教員等の誤りであると思われる場合
- (2) 履修要項等により学生に周知している学習到達目標、成績評価の基準等から、明らかに逸脱した成績評価と思われる場合

2 学生は、前項に定める成績評価の異議申立てをする場合は、次に掲げる事項を満たさなければならない。

- (1) 授業において課せられたレポート等単位認定に必要なものを全て提出していること。
- (2) 医学科学生にあつては、旭川医科大学医学部医学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程（平成16年旭医大達第65号）第3条第1項及び第2項に規定する試験が行われた場合に当該試験を受験していること。
- (3) 看護学科学生にあつては、旭川医科大学医学部看護学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程（平成16年旭医大達第66号）第4条第1項及び第2項に規定する試験が行われた場合に当該試験を受験していること。

3 異議申立てを行う場合、学生本人が所定の期日までに別記様式第1の成績評価に関する異議申立書を、学生支援課を経由して教務・厚生委員会へ提出するものとする。

4 同一の成績評価に対する異議申立ては一回限りとする。

5 異議申立ての受理については、教務・厚生委員会において審議するものとする。

6 教務・厚生委員会は、異議申立てを受理しないとした場合は、学生に別記様式第2により通知する。

(異議申立ての審査)

第6条 教務・厚生委員会は、異議申立てを受理した場合は、旭川医科大学教務・厚生委員会規程（平成16年旭医大達第13号）第8条に基づき、成績評価に対する異議申立て審査委員会（以下「成績異議申立審査委員会」という。）を設置する。

- 2 成績異議申立審査委員会は、授業科目担当教員等に成績判定に用いた資料の提出を求め、成績評価の異議申立書に基づき当該学生と授業科目担当教員等に対して審査を実施する。
- 3 成績異議申立審査委員会は、審査の実施に際し、必要に応じて、学生若しくは授業科目担当教員等の所属する講座・学科目、センター等又はその双方への聴取調査その他必要な調査を行うことができる。

(審査結果の取扱)

第7条 成績異議申立審査委員会は、審査結果を、教務・厚生委員会に報告する。

- 2 教務・厚生委員会は、異議申立てに対する回答を決定後、学生に別記様式第2により通知し、また、授業科目担当教員等及び学年担当教員に写しを送付する。

(成績評価の訂正等)

第8条 第4条及び前条第2項の回答により成績評価の訂正等が生じた場合には、授業科目担当教員等は、別記様式第3の成績訂正願を学生支援課経由で教務・厚生委員会へ提出するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教務・厚生委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月10日旭医大達第170号）

この規程は、令和3年11月10日から施行する。

附 則（令和6年12月4日旭医大達第146号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。